

令和5年5月2日

保護者様

富士市立岩松中学校
校長 井上 淳

令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することになり、これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなります。

これにより、学校における新型コロナウイルス感染症の対策についても変更することになり、保護者に周知するよう富士市教育委員会から指導がありました。

つきましては、下記の方針で進めていきますので、保護者の皆様にお知らせいたします。ご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 健康観察表の提出は求めません。（宿泊行事等の準備期間を除く）ただし、感染拡大防止のため、発熱や咽頭痛、咳等、普段と異なる症状がある場合は、無理せず自宅で休養してください。
- 2 濃厚接触者の特定は行いません。そのため、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染しても、本人に感染が確認されなければ、直ちに出席停止にはなりません。
本人にかぜ症状が無ければ、登校可能です。
- 3 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を検討します。
- 4 学校生活において、マスクの着用は必要ありません。ただし、マスクの着脱については様々な事情があることから、児童生徒にマスクの着脱を強いることはしません。なお、地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられます。
- 5 「新型コロナウイルス感染症に係る対応フロー」については、令和5年5月7日をもって廃止します。

担当 教頭 荒田
電話 61-0931